

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
が
お
と
り
の
日
に
あ
ら
ま
し
ま
す)

目 次

◇規 則 水産振興局設置規則(職員課)

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(シ)

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(シ)

鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則(シ)

◇訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令(総務課)

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令(シ)

◇人委規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(職員課)

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(シ)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(シ)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(シ)

公布された規則のあらまし

◇水産振興局設置規則

一 設置(第一条関係)

水産業の振興施策を円滑かつ総合的に処理させるため、農林水産部に水産振興局を置くこととした。

二 組織(第二条関係)

行政組織規則により設置された水産課及び漁港課は、水産振興局に置くこととした。

三 局長(第三条関係)

水産振興局に局長を置き、水産振興局の事務を掌理することとした。

四 施行期日

この規則は、平成十一年七月一日から施行することとした。

◇職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

一 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職に、防災監を加えることとした。

二 この規則は、平成十一年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 本庁に関する事項

1 室の新設

総務部に県民室を新設することとした。(第六条関係)

2 課の内部組織の変更

(一) 水産課に水産振興室を新設するとともに、内部組織を変更することとした。(第六条関係)

(二) 畜産課の内部組織を変更することとした。(第六条関係)

(三) その他総務課等の内部組織を変更することとした。(第六条関係)

3 職の配置

生活環境部に防災監を配置することとした。(第十五条第七項関係)

二 附属機関に関する事項

鳥取県介護保険審査会を新設することとした。(第十八条関係)

三 その他

所掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この規則は、平成十一年七月一日から施行することとした。ただし、鳥取県介護保険審査会の新設に係る部分は、同年十月一日から施行することとした。

2 次の規則について所要の規定の整備を行うこととした。

(一) 鳥取県公文書公開審議会規則

(二) 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則

(三) 鳥取県個人情報保護審議会規則

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 支払期間経過未払金報告書の送付期限を毎月十日まで(現行 毎月五日まで)とすることとした。(第六十七条関係)

二 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成に要する費用に係る現金の収納に関する事務を県民室の出納員に委任することとした。(別表第一の二関係)

三 公文書及び行政資料の写しの作成に要する費用に係る現金の収納に関する事務を公文書館の出納員に委任することとした。(別表第一の二関係)

四 この規則は、平成十一年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

一 会計課の庶務係及び電算管理係を管理係とすることとした。(第二条関係)

二 この規則は、平成十一年七月一日から施行することとした。

規 則

水産振興局設置規則をここに公布する。

平成十一年六月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第四十五号

水産振興局設置規則

(設置)

第一条 水産業の振興施策を円滑かつ総合的に処理させるため、鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号。以下「組織規則」という。)第三条の規定に基づき、農林水産部に水産振興局(以下「局」という。)を置く。

(組織)

第二条 組織規則第六条の規定により農林水産部に設置された水産課及び漁港課は、局に置くものとする。

(局長)

第三条 局に局長を置き、局の事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第四十六号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「参事監」の下に「・防災監」を加える。

附 則

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第四十七号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の表総務部の項中

県民室	
総務課	総務係・法制係・文書係・私学振興係

総務課	総務係・企画公聴係・法制係・文書係 ・行政情報係・私学振興係
-----	-----------------------------------

に改め、同表農林水産部の畜

を

産課の項中「管理係・畜産経済係・和牛係・中小家畜係・酪農係・草地飼料係・衛生係」を「管理流通係・企画経営係・生産振興係・草地基盤係・衛生環境係」に改め、同表農林水産部の森林保全課の項中「管理係・保全係・緑化推進係」を「緑化推進係・保全係」に改め、同表農林水産部の水産課の項中「企画係・漁業調整係・漁協経営係・水産振興係・栽培管理係」を「管理係・漁業調整係・漁業経営係・水産振興室」に改める。

第七条秘書課の項の次に県民室の項として次のように加える。

県民室

- 一 民意を県政に反映させるための施策の企画及び調整に関すること。
 - 二 陳情、要望等の処理に関すること。
 - 三 県の業務に対する苦情の申出・相談の処理に関すること。
 - 四 その他県政に係る広聴に関すること。
 - 五 不服申立ての処理の総括に関すること。
 - 六 情報公開に係る事務の総括に関すること。
 - 七 個人情報保護に係る事務の総括に関すること。
 - 八 行政手続に係る事務の総括に関すること。
- 第七条総務課の項中第十号から第十三号までを削り、第十四号を第十号とし、以下四号ずつ繰り上げる。
- 第十二条大規模活性化プロジェクト推進室の項第四号中「及びとつとり出合いの森」を削り、同条の農産園芸課の項第四号中「農畜産物」を「農産物」に改め、同条畜産課の項を次のように改める。
- 畜産課
- 一 畜産物の流通及び消費対策に関すること。
 - 二 畜産経営改善に関すること。
 - 三 家畜及び家禽の改良増殖に関すること。
 - 四 家畜及び家禽の生産振興に関すること。
 - 五 草地の造成及び改良に関すること。
 - 六 飼料に関すること。

七 家畜衛生防疫に関すること。
八 獣医師に関すること。

九 畜産に係る環境対策に関すること。

十 畜産試験場、中小家畜試験場及び家畜保健衛生所に関すること。

十一 その他畜産に関すること。

第十五条第一項中「並びに課の内部組織」を削り、「部の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事務を所掌する課に、当該事務を総括する課長補佐を置く」を「その事務を掌理する」に改め、同条第二項中「前項」を「部及び課」に、「長に」を「その者に」に改め、同条第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事務を所掌する課に、当該事務を総括する課長補佐を置く。

5 課の内部組織にその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。
第十五条に次の一項を加える。

7 防災時の危機管理に関する事務を担当させるため、生活環境部に防災監を置く。
第十八条の表鳥取県公文書公開審議会の項から鳥取県私立学校審議会の項までを次のように改める。

鳥取県公文書公開審議会	鳥取県公文書公開条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第二号）第十三条第一項の規定による情報の開示範囲及び同条例の施行に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに公文書の開示請求に対する決定に係る不服申立てについての審議に関する事務
鳥取県個人情報保護審議会	鳥取県個人情報保護条例（平成十一年三月鳥取県条例第三号）第三十七条第一項の規定による個人情報の収集範囲等及び同条例の施行に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに自己の個人情報の開示請求又は訂正請求に対する決定に係る不服申立て及び自己の個人情報の不適正な取扱いに係る是正の再申出についての審議に関する事務

県民室

鳥取県私立学校審議会	に私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	総務課
------------	--	-----

第十八条の表鳥取県障害者施策推進協議会の項の次に次のように加える。

鳥取県介護保険審査会	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十三条の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他の徴収金に関する処分についての不服申立ての審査に関する事務	長寿社会課
------------	--	-------

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十一年七月一日から施行する。ただし、第十八条の表の改正規定中鳥取県介護保険審査会に関する部分は、同年十月一日から施行する。

2 鳥取県公文書公開審議会規則（昭和六十三年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。
第四条中「総務部総務課」を「総務部県民室」に改める。

3 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年十二月鳥取県規則第四百四号）の一部を次のように改正する。
第七条第三項中「鳥取県立公文書館で」を「鳥取県総務部県民室で、執務時間中に」に改める。

4 鳥取県個人情報保護審議会規則（平成十一年三月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。
第四条中「総務部総務課」を「総務部県民室」に改める。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第四十八号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第三項中「五日」を「十日」に改める。

別表第一の二の一の表中

並 べ る 内 容

を
「
県 民 室
」

公文書、行政資料その他の書類の写しの作成に要する費用に係る現金の収納に関する事務

に、
「
常時
受け
」

総 務 課

公文書の開示及び行政資料の提供に伴当該公文書及び行政資料の写しの作成及び公文書館において行う審査基準、準処理期間、処分基準及び行政指導の内容を記載した書面の写しの作成に要する費用に相当する現金の納付に関する事

資金前渡を前渡を受けた資金により取得した物品の
た機関 出納及び保管に関する事務

「
常時資金前渡を
受けた機関
公文書館
」
出納及
公文書
る費用

受けた資金により取得した物品の
保管に関する事務
及び行政資料の写しの作成に要す
に係る現金の収納に関する事務

に改める。

附 則

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第四十九号

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局設置規則(昭和四十九年七月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表会計課の項中「庶務係」を「管理係」に改め、「電算管理係」を削る。

附 則

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第三号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十一年六月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。
別表十の項を次のように改める。

十 局長印			
第一号	鳥取県納印 局長	二二ミリメートル平方	出納局長
第二号	鳥取県農林 水産部局長 振興	二二ミリメートル平方	総務課長

附 則

この訓令は、平成十一年七月一日から施行する。

鳥取県訓令第四号

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十一年六月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書管理規程(平成五年三月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「第六条第一項の規定により」を「第六条の規定により設置された課」に改める。

別表第一中「出納長又は部長」を「出納長、部長又は水産振興局長」に改める。

別表第二中

秘書課		秘書課	
秘		県民室	秘
を		県民	

に改める。

附 則

この訓令は、平成十一年七月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月三十日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一

部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条の表五級の項中「参事」の下に「、医務薬事課の課長」を加える。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第二条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「医務薬事課の」の下に「課長及び」を加える。

附 則

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月三十日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

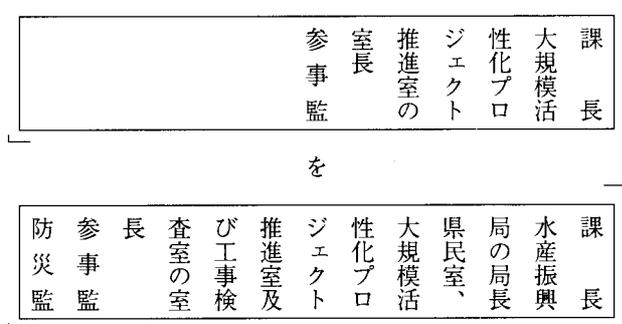
鳥取県人事委員会規則第十三号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

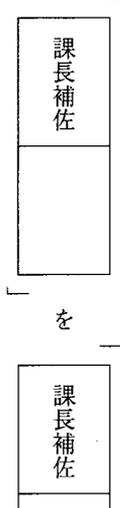
別表第一知事の事務部局の本庁の項中「室長(無線室の室長を除く。)」を「室長(県

民室及び無線室の室長を除く。)」に、



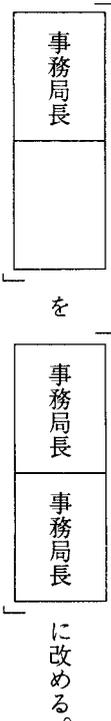
に改め、同表知事

の事務部局の地方機関の保健所の項中



に改め、同表監査委員事務局の項、人事委員会事務局の項及び地方労働委

員会事務局の項中



附 則

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月三十日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中

出 納 局 長
大規模活性化プロ
ジェクト推進室の
室長(人事委員会
が承認したものに
限る。)

を

局 長
県民室の室長
大規模活性化プロ
ジェクト推進室の
室長(人事委員会
が承認したものに
限る。)

工事検査室の室長
(人事委員会承認したものに限る。)

を

に、
大規模活性化プロ
ジェクト推進室の
室長

を

大規模活性化プロ
ジェクト推進室の
室長
工事検査室の室長

に、

林業専門技術員室
の室長

を

林業専門技術員室
の室長
水産振興室の室長

に改め、同表監査委員事務局の項、人事委員会事務局の項及び

地方労働委員会事務局の項中

事 務 局 長 二 種

を

事務局長(人事委
員会が承認したも
のに限る。)

事 務 局 長

一 種
二 種
に改める。

附 則

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月三十日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中「課長 大規模活性化プロジェクト推進室長」を「防災監 県民室長 水産振興局長 大規模活性化プロジェクト推進室長 工事検査室 課長」に、「林務課林業専門技術員室長」を「林務課林業専門技術員室長 水産課 水産振興室長」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。